

1 「暴風警報」発表時の措置について

午前 7 時現在、「暴風警報」が京都・亀岡地域に発表されている場合
→ 自 宅 待 機

「解除後の対応」について

午前11時現在、解除されている場合 → 13時 までに登校

※ その日の全ての授業の用意をして登校すること

午前11時現在、解除されていない場合 → 臨 時 休 業

2 「特別警報」及び「特別警報の解除後切り替わったすべての警報」発表時の措置について

午前 7 時現在、「特別警報」及び「特別警報の解除後切り替わったすべての警報」が京都・亀岡地域に発表されている場合
→ 自 宅 待 機

午前 7 時現在、「特別警報」及び「特別警報の解除後切り替わった警報」が発表中で、その後解除された場合
→ 上記「解除後の対応」とする

3 「避難勧告」・「避難指示」発表時の措置について

学校所在地に「避難勧告」・「避難指示」が発表された場合は上記 1 と同等に扱う。

4 土曜授業日の 1 ～ 3 発表時の措置について

午前 7 時現在、1 ～ 3 が発表された場合
→ 臨 時 休 業

《注意事項》

- 1 「特別警報」とは、大雨・暴風・暴風雪・大雪 の特別警報を指します。
- 2 「特別警報の解除後切り替わったすべての警報」とは大雨・暴風・暴風雪・大雪・洪水を指します。
- 3 「特別警報」が発表されていない場合の休業対応には「暴風警報」以外の警報及び各種「注意報」は含みません。
- 4 部活動・補習・模擬試験等の実施が予定されている休日についても上記の措置に準じます。
- 5 生徒が在校中に、「特別警報」「暴風警報」等が発表された場合は、状況判断の上で、措置をとります。
- 6 警報等発表時には、学校の電話回線が混雑しますと、関係機関等への連絡や、緊急連絡を行う際に、支障をきたしますので、電話での問い合わせは御遠慮ください。

—————→